

合 併 公 告

平成 24 年 4 月 11 日

株主及び債権者 各位

神戸市中央区明石町 4 7 番地
日 本 毛 織 株 式 会 社
代表取締役 佐藤 光由

当社は、平成 24 年 4 月 10 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社アルファニッケ(本店所在地：神戸市中央区明石町 4 7 番地)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより、効力発生日をもって当社は株式会社アルファニッケの権利義務全部を承継して存続し、株式会社アルファニッケは解散することになりますので、その旨を公告いたします。

当社は会社法第 796 条第 3 項、株式会社アルファニッケは同第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。また、当社は株式会社アルファニッケの全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

なお、本合併契約は、会社法第 796 条第 4 項の規定により当社の株主総会の承認が必要になった場合、または、効力発生日の前日までに会社法第 797 条の規定に基づき当社に対して 100 万株以上の株式買取請求が行われた場合は、何らの手続も要せずして失効する旨を定めております。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にその旨をお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(株式会社アルファニッケ)

掲 載 紙 官 報

掲載の日付 平成 24 年 2 月 28 日

掲 載 頁 81 頁 (号外第 44 号)

以 上